

社会教育

第1節 社会教育一般

1 概 要

県民一人一人が、幸せな生きがいのある生活を築きあげていくためには、現代社会の著しい変化や発展に対応し、生涯の各時期におけるさまざまな課題に積極的に取り組み、常に自己啓発に努めるとともに、生涯にわたって適切な学習を継続し、地域における諸活動への参加をとおして、連帯意識を醸成していくことが重要である。

そこで、本県においては、社会教育の一層の充実と振興を図るために、第2次長期総合教育計画、同短期計画ならびに昭和58年度本県教育委員会重点施策に基づき、昭和58年度社会教育課重点施策を次のように設定し、社会教育の機会の拡充と事業の充実に努めた。

(1) 社会教育事業の充実

① 社会教育各種学級・講座の充実

多様化している学習要求に応え、生涯の各時期に対応した学習機会の拡大を図るために、地域の実態や年齢層に応じた各種学級・講座の充実に努めるとともに、特に高齢化社会に対応するための諸方策について、市町村教育委員会の助言指導に当たった。

ア 少年教室の開設を促進する。

イ 青年学級・教室の開設を促進し、その充実を図る。

ウ 家庭教育の充実を図るとともに未開設市町村の解消を図る。

エ 成人大学講座の充実を図り、成人教育関係学級・講座等の開設を促進する。

オ 婦人学級・教室の充実を図る。

カ 高齢者を対象とする学習機会の拡充を図る。

② 各種社会教育事業の充実

県民自らが学習し、生きがいを求める社会教育を推進するため、生涯教育の理念に立って、各種の社会教育事業の充実に努めた。

ア 家庭教育（幼児期）の相談事業・家庭教育セミナーの充実を図る。

イ 青少年の社会参加の機会と場の拡充を図るために、「ふるさとつくり少年教室」ならびに、「在学青年社会参加活動育成事業」を実施し、その充実を図る。

ウ 成人一般の学習機会の拡充を図るために、成人の学習要求に対応し、成人大学移動講座を開設し、その充実を図る。

エ 高齢者の生きがいと社会的役割を高めるため、高齢者人材活用事業を実施し、その充実を図る。

オ 社会教育内容の充実と学習者に対する望ましい対応についての研究を目的とした生涯学習促進事業を実施し、その充実を図る。

③ 社会教育関係団体の育成と活動の促進

社会教育活動、コミュニティづくりを強力に推進す

るため、重要な役割をもつ社会教育関係団体や、グループの育成に努めるとともに、その活動の活発化に努めた。

ア 各種青少年団体への加入促進と活動の充実のため、助言指導に努める。

イ 各種成人団体の組織強化と主体的活動の助長に努める。

ウ ユネスコ協会の活動の活発化を図るため、その助言指導に当たる。

④ 民間の有志指導者の発掘と養成

社会教育活動の充実と活発化を図るために、民間有志指導者の発掘とその養成に努めた。

ア 民間有志指導者の発掘のため、高齢者人材活用事業を促進する。

イ 指導者養成のための各種研修事業の充実を図る。

⑤ 県立社会教育施設の事業の充実

青少年の健全育成を図るために、施設相互の連携と協力のみならず地域や関係団体との結びつきを深め、各施設の主催事業の充実に努めた。

ア 少年自然の家、海浜青年の家の主催事業の充実を図る。

イ 図書館活動の活発化を図るとともに、研修事業の充実に努める。

(2) 社会教育指導者の養成確保

社会教育の一層の振興を図るために、社会教育主事等専門職員及び社会教育関係職員の定数増と専任化促進ならびに職員の資質の向上に努め、研修機会の拡充を図るよう市町村教育委員会の指導に当たった。

① 教育委員会社会教育担当職員の定数増と専任化促進
ア 社会教育主事等専門職員の定数増と専任化について指導に当たる。

イ 社会教育指導員の自主設置促進

② 社会教育施設職員の定数増と専任化促進

ア 公民館職員等施設職員の定数増と専任化について指導に当たる。

③ 社会教育関係職員の研修事業の充実

ア 社会教育主事、公民館職員等を対象とする研修事業の充実を図る。

(3) 社会教育施設・設備の充実

各種社会教育施設は、地域における個人ならびに集団学習の中核的施設であり、この整備充実は、社会教育振興上重要である。市町村が長期展望に立って、計画的に整備充実を図るよう指導に当たった。

① 公民館の計画的な設置促進

ア 公民館の計画的な建設ならびに設備の充実について市町村の指導に当たる。

② 公立図書館の設置促進

ア 市町村立図書館の建設促進についてその指導に当たる。

③ 青少年教育施設の整備充実